

高知県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

高知県農業振興部
高知県林業振興・環境部

高知県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理を確保するために必要な事項を定め、もって農薬による被害を防止するとともに、県民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営し、又は管理運営しているもの及び今後、県内にゴルフ場を開設し、経営し、または管理運営しようとするものをいう。

(農薬の使用制限)

第3条 事業者は、農薬を使用する場合は、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により登録された農薬を使用するものとする。

2 事業者は、容器又は包装に法第16条の規定による表示のある農薬（使用禁止農薬を除く）及び特定農薬を使用するものとする。

(農薬の表示事項の遵守)

第4条 事業者は、農薬の使用及び管理については、法第16条の規定により当該農薬の容器に表示されている、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法並びに貯蔵又は使用上の注意事項を遵守するものとする。

(農薬使用基準の遵守)

第5条 事業者は、農薬を使用する場合は、法第25条第3項の規定に基づき、農薬使用基準を遵守するものとする。

(低毒性農薬等の使用)

第6条 事業者は、農薬を使用する場合は、毒性の低い農薬を使用し、かつその使用を必要最小限とするように努めるものとする。

1 事業者は、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する水質汚濁性農薬を使用してはならない。

(被害の防止)

第7条 事業者は、農薬の使用に当たっては、気象条件、地理的条件その他の自然条件を考慮し、農薬散布従事者、従業員及び利用者、周辺住民、水産動植物、水道水源等に対する十分な被害防止対策を講じるものとする。

(防除の委託)

第8条 事業者は、病虫害防除等の作業を委託しようとするときは、委託を受けた者に対し、人畜、周辺環境等に害を与えることなく、安全かつ適正に農薬を使用するよう指示するものとする。

(農薬の購入)

第9条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条第1項の規定による届出を行った販売業者から購入するものとする。

2 知事は、事業者に対し、法第3条第1項又は法第34条第1項の登録を受けていない農薬、容器又は包装に法第16条の規定による表示のない農薬（販売禁止農薬を含む）及び特定農薬以外の農薬、および法第21条第1項の虚偽の宣伝等の不適正な農薬を販売することのないよう、販売業者を指導するものとする。

(農薬の保管管理)

第10条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、鍵のかかる場所に保管する等適正な保管管理を行うものとする。

(農薬管理責任者)

第11条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び管理を行うために、農薬管理責任者をおかななければならない。

2 事業者は、前項に規定する農薬管理責任者をおいたときは、その日から2週間以内に別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。報告した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(農薬安全使用講習会等)

第12条 事業者は、知事が実施する農薬安全使用講習会等に農薬管理責任者等を積極的に参加させ、資質の向上に努めるものとする。

2 知事は、事業者等に対し、関係法令の遵守、農薬の安全使用、防除技術等についての情報を提供するものとする。

(農薬使用状況等の記録)

第13条 事業者は、農薬の使用状況を農薬使用状況記録簿(別記第2号様式)に記録し、3年間保存するものとする。

(水質の監視等)

第14条 事業者は、当該ゴルフ場において使用される主要な農薬を対象として、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期に、排出水等における当該農薬の成分の濃度を測定するものとする。

2 事業者は、水質測定記録簿(別記第3号様式)を備え、前項の測定結果について記録し、3年間保存するものとする。

(農薬使用状況等の報告)

第15条 事業者は、毎年4月末までに、第13条第1項の規定による前年度の農薬使用状況、前条第2項の規定による前年度の水質測定結果を知事に報告するものとする。

(調査等)

第16条 知事は、第15条の規定による事業者からの報告があった場合に必要があると認めるときは、事業者の同意を得て、立入調査ができるものとする。

2 事業者は、知事が立入調査等を行うに当たり、協力するものとする。

(指示等)

第17条 知事は、第15条の規定による事業者からの報告があった場合に必要があると認めたときは、当該事業者に対し農薬の使用等に関して改善すべき事項を助言又は指示することができるものとする。

2 知事は、前条第1項に基づく調査を行った結果、必要があると認めるときは、前項を準用する。

(事故発生時の報告及び措置)

第18条 事業者は、農薬の流出、飛散等により周辺住民、水産動植物、水道水源等に被害は発生したとき又は発生する恐れのあるときは、直ちに知事及び関係機関に報告するとともに、原因を究明し被害の軽減等適切な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第19条 知事は、事業者が使用する農薬に関する資料等を市町村長に提供する等、市町村との連携に努めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年12月25日一部改正し施行する。

この要綱は、平成12年3月9日一部改正し施行する。

この要綱は、平成17年3月10日一部改正し施行する。

この要綱は、平成19年4月2日一部改正し施行する。

この要綱は、平成24年3月12日一部改正し施行する。

この要綱は、平成29年3月30日一部改正し施行する。

この要綱は、平成31年3月11日一部改正し施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

農薬管理責任者選任（変更）報告書

年 月 日

高知県知事 様

ゴルフ場名

所在地

事業者名

印

（法人またはその他の団体にあつては代表者名）

高知県ゴルフ場農薬安全指導要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり農薬管理責任者を選任（変更）したので報告します。

記

1 氏 名

2 生年月日

3 職 名

4 3の職の経験年数

5 資格の有無等： 毒物劇物取扱責任者（有・無）

資格取得年月日 年 月 日

： 農薬管理指導士（有・無）

認定年月日 年 月 日

6 選任（変更）年月日

年 月 日

第2号様式（第13条関係）

農薬使用状況記録簿

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

記載者名：

使用する農薬の種類			使用方法	使用した対象	使用年月日
農薬の商品名	有効成分名	種類			

- 注 1 商品名は、剤型についても記入する。
- 2 種類は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他薬剤と記入する。
- 3 使用方法は、全面散布、かん注、スポット散布、塗布、樹幹注入等について 記入する。
- 4 使用する対象は、グリーンは(G)、ティーグラウンドは(T)、フェアウェイは(F)、ラフは(R)、樹林(樹林地)は(林)、花は(花)、その他建物周辺等に あっては(他)と記入する。

第4号様式（第15条関係）

農薬使用状況報告書

年 月 日

高知県知事 様

ゴルフ場名

所在地

事業者名

印

（法人またはその他の団体にあつては代表者名）

高知県ゴルフ場農薬安全指導要綱第15条の規定により、下記のとおり農薬の使用状況及び使用計画並びに水質測定結果について報告します。

記

- 1 使用状況 別紙のとおり（農薬使用状況記録簿の写しを添付する）
- 2 水質測定結果 別紙のとおり（水質測定結果報告書の写しを添付する）